

OIEコードの改正プロセス

コード委員会・アドホックグループにおける検討

コード委員会から案の提示

①2018.9 一次案提示

加盟国からのコメント

コード委員会における検討

現状

採択予定案の提示

②2019.9 二次案提示

コメント受付案の提示

加盟国からのコメント

2020年5月総会で採択に付される予定

O I E 総会（毎年5月）にて採決

国際基準

(参考) HPAI / LPAI の定義

(OIEコード)

鳥インフルエンザ：家きんにおける、以下の鳥インフルエンザウイルスの感染症

HPAIウイルス： IVPI>1.2or致死率>75%もしくはは特定のアミノ酸配列を含む
H5又はH7亜型A型鳥インフルエンザウイルス

LPAIウイルス： HPAIウイルス以外のH5又はH7亜型A型鳥インフルエンザウイルス

(日本における定義)

		ウイルスの亜型	
		H5、H7	H5、H7以外
病原性	低い	低病原性 鳥インフルエンザ(LPAI) 対象種：鶏、あひる、うずら、きじ、 だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥	鳥インフルエンザ 対象種：鶏、あひる、うずら、 七面鳥
	高い (※)	高病原性鳥インフルエンザ(HPAI) 対象種：鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥	

変異する可能性

OIEの診断基準(※)に準じて判定

これまでの論点と我が国のスタンス

- 低病原性鳥インフルエンザ（LPAI）を本章の対象から除外し、LPAIは緊急通報の対象とはせず、LPAIの発生は清浄ステータスに影響しないこととする見直しを提案（なお、家きんにおけるLPAIモニタリングは継続）
- いわゆる裏庭養鶏のうち、「同一世帯で飼養され、当該世帯内で消費される鳥については家きんとみなさない」と定義し、それらにおけるHPAI/LPAI発生は清浄ステータスに影響しないこととする見直しを提案。



我が国からは、LPAIはHPAIに変異する可能性があることや、人畜共通感染症である場合もあることを考慮し、

- 1) 家きんにおけるLPAIについて引き続き通報の対象とすること、
 - 2) 裏庭養鶏におけるLPAIについて引き続き通報の対象とすること、
 - 3) 家きんの対象から除外する裏庭養鶏は、家きん農場と一切疫学的関連がないことを確保すること
- 等を主張。

（一次案へのコメント提出、2019年5月OIE総会）

論点に対するコード委員会の見解

- LPAIがOIEのリスト疾病リスト掲載の要件を満たしているかを評価した結果、満たしていないことが確認されたことから、リストから削除し、通報対象及び定期報告の対象としないこととする。（ただし、病原性の変化や人獣共通の場合はemerging diseaseとして通報必要）

＜リスト疾病要件への適合評価＞ ①②③の全てと、④のいずれか1つが○の場合掲載

- ①国際的な疾病拡大が証明されている○
- ②少なくとも1か国が清浄性を証明○
- ③確実な診断方法が確立○
- ④人に自然感染し、重篤な影響△
生産性の低下や動物の健康に重大な影響△
野生動物に重篤な影響×

- 裏庭養鶏において家きんが同一世帯内で飼養され、その肉が同一世帯で消費される限り、それらは疾病を拡大させる疫学的なリスクは生じさせない。

二次案の主なポイント

①第10.4章を「鳥インフルエンザ感染症」から、「高病原性鳥インフルエンザ感染症」に修正した上で、LPAIをリスト疾病から削除。（ただし、家きんのH5/H7LPAIモニタリングは求める）

②家きんの定義から、裏庭養鶏のうち、single household(同一の世帯)で飼養され、その生産物が同じ世帯で消費される鳥を除外。

※①②により、LPAIは通報及び定期報告の対象外となり、またLPAI発生は清浄ステータスや貿易に影響しないこととなる。また、野鳥と同様に、自家消費用裏庭養鶏におけるHPAIは通報対象だが、発生は清浄ステータスや貿易に影響しないこととなる。また、自家消費用裏庭養鶏はLPAIモニタリングの対象外となる。

③ワクチン接種はスタンピングアウトでは不十分な際の有効な手段であり、ステータス₁₀₅にも影響しない旨を整理。

二次案の主なポイント

我が国のスタンス

- ✓ HPAIとLPAIの病原性等の違いを踏まえ、家きんにおけるLPAI発生を清浄ステータスや貿易上の制限に影響しないものとする点については理解するが、一部のLPAIが人に重篤な健康影響を及ぼす人獣共通感染症や、生産性の低下を引き起こす事例が確認されている点を踏まえると、疾病リストから除外することは妥当ではないと考える。
(「結論に至らない (inconclusive)」との評価結果をもって除外すべきではないのではないか)
- ✓ 世界的なLPAIの発生の動向を把握することは、病原性の変化等に早期に対応する上で重要であり、家きんにおけるH5/H7 LPAIの発生状況を緊急通報（もしくはそれ以外の仕組み）により、OIEの動物衛生システム上で共有することが重要ではないか。
- ✓ 自家消費用の裏庭養鶏について、鳥とヒトの接触があることを考慮すると、鳥でのH5/H7LPAIの発生状況をモニタリングし、病原性の変化等を早期に捉えることが人獣共通感染症の観点から重要ではないか。

参考資料

- ・ LPAIのリスト疾病からの削除
- ・ LPAIがOIEリスト疾病の要件を満たしているか
についてのアドホックグループによる評価結果
- ・ 家きんの定義対照表
- ・ 章の構成

LPAIのリスト疾病からの削除

現行	第1.3章（OIEリスト疾病） 「<u>鳥インフルエンザ感染症</u>」「<u>家きん以外の鳥（野鳥を含む）における高病原性A型鳥インフルエンザウイルス感染症</u>」 第10.3章（鳥インフルエンザウイルス感染症） ・HPAIとLPAIを定義した上で、両方をカバーする内容。LPAIはAI清浄ステータスや輸入条件に影響。
一次修正案	第1.3章（OIEリスト疾病）→修正なし 第10.3章 ・「<u>高病原性鳥インフルエンザ感染症</u>」にフォーカスした章として見直し。 <u>清浄ステータスや輸入条件も「HPAI清浄」に関するものに変更。</u> ・ただし、H5/H7LPAIは高病原性に変異する可能性のあるものとして、<u>サーベイランスや管理プログラムに含める旨を明記。</u>また、<u>人獣共通感染症や高病原性に変異した場合はOIEに通報すること、定期報告ではH5/H7LPAIを含めることを明記。</u>
二次修正案	第1.3章（OIEリスト疾病） 「<u>高病原性鳥インフルエンザ感染症</u>」「<u>家きん以外の鳥（野鳥を含む）における高病原性A型鳥インフルエンザウイルス感染症</u>」 →リストから除外されることにより<u>LPAIは通報及び定期報告の対象外。</u> 第10.3章（高病原性鳥インフルエンザ感染症） ・一次案と同様に、HPAIにフォーカスした章として整理しつつ、<u>高病原性への変異の可能性等を考慮し、家きんのLPAIの監視システムを有することを求める。</u><u>LPAIの突然かつ予想外の病原性の変化や、人に自然感染して重篤な結果を引き起こすものOIEに通報。</u>

(参考) OIEリスト疾病に対する獣医当局の責務

疾病、感染の通報と疫学情報の提供 (第I.I章)

I.I.3

獣医当局は、OIEデリゲートの責任のもと、OIE本部に対し

(1) 各疾病固有章の関連規定に従い、発生後24時間以内に世界動物衛生システム (WAHIS) を通じて以下の事象を報告 (緊急通報)

- ・ リスト疾病の初発
- ・ 撲滅されていたリスト疾病の再興 (撲滅されていた株を含む)
- ・ 突然かつ予想外の疾病の分布の変動、疾病の発生や病原体の病原性、罹患率や死亡率の増加
- ・ 本来の宿主ではない動物におけるリスト疾病の発生

(2) 緊急通報後、疾病が撲滅される又は十分に安定状態となるまでの週ごとのフォローアップレポートを提出

(3) リスト疾病の有無や進展に関する6か月毎の定期報告を提出

(4) その他、他の加盟国に有益な情報の毎年の報告

I.I.4

獣医当局は、OIEデリゲートの責任のもと、OIE本部に対し、WAHISを通じて新興感染症 (emerging disease) の発生を通報し、疾病が撲滅又は十分に安定状態となるまで定期的な報告を行う。

LPAIがOIEリスト疾病の要件を満たしているかについてのアドホックグループによる評価結果

1	生体や畜産物を介した国際的な疾病の拡大が証明されている	感染鳥等を通じたH5/H7LPAIの国際的な拡大は数々の発生を通じて証明されている。 →要件に適合
2	少なくとも1か国が当該疾病の清浄性を証明している	多くの国では自己清浄宣言にあたり十分なサーベイランスデータを提供。また、EUで実施されたアクティブサーベイランスの結果からも多くの国で清浄が証明されている。 →要件に適合
3	信頼のおける摘発診断法が存在し、詳細な症例定義がなされており、他の疾病と確実に識別できる	感度、特異度ともに優れた血清学的、ウイルス学的、分子生物学的な手法が存在し、詳細な症例定義がなされている。 →要件に適合
4 (a)	ヒトへの自然感染が証明されており、重篤な結果をもたらす	A型H5/H7グループのウイルスは複雑であり、全ての株について人獣共通か否か等について確認することは難しい。2013年H7N9LPAI中国株のように高い致死率を有するものもあったが、一方で中国に限局しているものであり、全てのH7N9が人獣共通でもない。 →要件への適合は結論に至らない (inconclusive)
4 (b)	生産性の低下や死亡など家畜に重大な影響を及ぼす	一部HPAIに変異するものもあるが、多くは共感染がない限り重篤な症状を示さない。一方、一部のH5/H7LPAIは卵の生産量低下等、中程度から重篤な生産性の低下を引き起こすことがある。 →要件への適合は結論に至らない (inconclusive)
4 (c)	野生動物の健康に重篤な影響を及ぼすことが証明（あるいは科学的知見）されている。	H5/H7LPAIの自然宿主は野鳥であり、多くは影響を及ぼさない又は症状を示さない。 →要件には適合しない

家きんの定義

現行	家きん（poultry）にはbackyardを含む
一次修正案	同一の世帯(single household)で飼養、消費される鳥を家きんの定義から外す
二次修正案	一次修正案から変更なし

※二次修正案の家きんの定義

食用として消費される肉若しくは卵の生産、その他の営利産物の生産、これらのカテゴリーの鳥の繁殖のために使用される鳥、及びあらゆる目的で使用される闘鶏。狩猟の補充用の鳥は家きんとみなされる。

同一世帯で飼養、消費される鳥は家きんとみなされない。ショー、レース、展示、競技、動物園動物は家きんとみなされない。

章の構成

第1条	総則
第1条bis	安全物品
第2条 第2条bis 第2条ter 第2条quarter	HPAI清浄地域又は国 HPAI清浄コンパートメント HPAI清浄地域又は国内への封じ込め地域 清浄ステータスの回復
第3条、4条	HPAI清浄国、地域、コンパートメントからの輸入に関する勧告（生きた鳥）、家きん以外の生きた鳥の輸入に関する勧告
第5条、6条	HPAI清浄国、地域、コンパートメントからの輸入に関する勧告（初生ひな）、家きん以外の初生ひなの輸入に関する勧告
第7条、8条	HPAI清浄国、地域、コンパートメントからの輸入に関する勧告（家きんの種卵）、家きん以外の種卵の輸入に関する勧告

章の構成

第9条、10条	HPAI清浄国、地域、コンパートメントからの輸入に関する勧告（家きん精液）、家きん以外の鳥に由来する精液の輸入に関する勧告
第11条	HPAI清浄国、地域、コンパートメントからの輸入に関する勧告（食用卵）
第12条	家きん卵由来製品の輸入に関する勧告
第13条	HPAI清浄国、地域、コンパートメントからの輸入に関する勧告（生鮮家きん肉）
第14条	家きん肉製品の輸入に関する勧告
第15条	10.4.1bisに記載されていない家きん製品のうち、飼料、農業用、興業用に使用されるものに関する勧告
第16条	10.4.1bisに記載されていない羽毛とダウンの輸入に関する勧告

章の構成

第17条	家きん以外の鳥の羽毛及びダウンの輸入に関する勧告
第18条	卵及び卵製品におけるHPAIウイルスの不活化手順
第19条	肉におけるHPAIウイルス不活化手順
第19条bis	科学的検体、皮、冠におけるHPAIウイルス不活化手順
第20条	HPAIサーベイランス序論
第21条	HPAIの早期警戒のためのサーベイランス
第22条	HPAI清浄性の証明のためのサーベイランス
第22条bis	野鳥群のサーベイランス
第22条ter	家きん群におけるH5/H7LP AIモニタリング

第14.7章

小反芻獣疫

小反芻獣疫清浄国又は地域(14.7.3)

OIEコードの改正プロセス

コード委員会・アドホックグループにおける検討

①2019.2 一次案提示

コード委員会から案の提示

加盟国からのコメント

コード委員会における検討

現状

採択予定案の提示

②2019.9 二次案提示

コメント受付案の提示

加盟国からのコメント

2020年5月総会で採択に付される予定

O I E 総会（毎年5月）にて採決

国際基準

改正のポイント

ワクチン接種動物の導入と清浄ステータス

一次 修正案	清浄国要件（14.7.3）として、 ・ 動物や畜産物の輸入について、本章及び関連章の規定に従い、<u>輸入／移動による疾病の侵入を防止する措置が講じられていること</u> ・ <u>PPRワクチン接種が行われていないこと</u> ・ <u>ワクチン接種中止後、ワクチン接種された動物が輸入されていないこと（under study）</u> が提案されている一方、 汚染国からの動物の輸入要件（14.7.10）として ・ ワクチン接種されておらず、出国21日以内に感染検査で陰性。又は ・ <u>弱毒生ワクチンが出国21日以上前に接種されていること</u> とされている。
各国からのコメント	ワクチン接種動物の輸入に関する要件に齟齬が生じているので、ワクチン接種動物の輸入が清浄ステータスの影響するのか明らかにしてほしい。→専門家による検討を要請中

我が国のスタンス

ワクチン接種動物の輸入が輸入国へのPPRの侵入リスクを増加させたり、輸入国内での疾病の早期摘発を妨げる可能性があるのであれば、清浄国要件において、ワクチン接種動物の輸入のないことを明記すべき。

（なお、我が国は豪州及びニュージーランドより羊を輸入しているが、いずれもPPR清浄国であり、ワクチン接種も行われていない）

参考

- ・ 検討の経緯
- ・ 章の構成

検討の経緯

2018年9月	OIE本部は、公式清浄認定のある 5 疾病の疾病章について、 <u>公式認定及び清浄ステータス回復の要件に関する記載に不一致があるため、統一する必要性がある</u> ことをコード委員会に説明。
2019年2月	コード委員会は小反芻獣疫の疾病章をモデル章とし、一次案を提示
2019年9月	コード委員会は、一次案に対するコメントを踏まえ、二次案を提示

章の構成

第1条	総則
第2条	安全物品
第3条	PPR清浄国又は地域
第4条	PPR清浄コンパートメント
第5条	PPR非清浄国又は地域
第6条	PPR清浄国又は地域における封込め区域の設定
第7条	清浄ステータスの回復
第8条から第25条	輸入に関する勧告
第26条	ケーシングのウイルス不活化条件

章の構成

第27、28条	サーベイランス序論
第29条	サーベイランス戦略
第30条	野生動物におけるサーベイランス
第31条	清浄性認定のためのサーベイランス
第32条	清浄性回復のためのサーベイランス
第33条	血清学的検査の用法と解釈
第34条	O I E 認定公式管理プログラム

第7.2章

アニマルウェルフェア と 採卵鶏生産システム

OIEコードの改正プロセス

コード委員会・アドホックグループにおける検討

コード委員会から案の提示

①2017.9 一次案提示

加盟国からのコメント

コード委員会における検討

③2019.9 三次案提示

採択予定案の提示

②2018.9 二次案提示

コメント受付案の提示

加盟国からのコメント

2020年5月総会で採択に付される予定

O I E 総会（毎年5月）にて採決

国際基準

アニマルウェルフェアに関するコードの構成

第7.1章	アニマルウェルフェアの勧告の序論
第7.2章	動物の海路運搬
第7.3章	動物の陸路運搬
第7.4章	動物の空路運搬
第7.5章	動物のと殺
第7.6章	疾病管理を目的とする動物の殺処分
第7.7章	野犬個体群管理
第7.8章	研究及び教育における動物の使用
第7.9章	アニマルウェルフェアと肉用牛生産システム
第7.10章	アニマルウェルフェアと肉用鶏生産システム
第7.11章	アニマルウェルフェアと乳用牛生産システム
第7.12章	役用馬のウェルフェア
第7.13章	アニマルウェルフェアと豚生産システム
第7.14章	革、肉その他の製品のためのは虫類の殺処分
第7.Z章	アニマルウェルフェアと採卵鶏生産システム

アニマルウェルフェアと採卵鶏システムの章の構成

第1条	定義
第2条	適用範囲
第3条	測定指標
第4条～第29条	勧告

これまでの論点と我が国のスタンス

- 一部の勧告が、特定の生産システムにのみ適用可能なものとなっている。（営巢の区域と止まり木の設置を求めるなど）
- 施設の設計等の指標の多くが「動物の行動」に焦点をあてており、「健康に動物を飼うこと」が十分に考慮されていないのではないか



【これまでの日本の主張】

- アニマルウェルフェア章の勧告の作成に当たっては、多様な生産システムが、気候風土、文化、社会環境等を踏まえて世界中で発展していることから柔軟性が確保されるよう注意深く検討することが必要である。
- 疾病の増加をもたらす可能性のある施設や設備要件を必須とすることは適切ではない。

（二次案へのコメント、2019年5月OIE総会）

三次案の主なポイント

- 二次案に対して、反対の立場を表明する非常に多くのコメントを受け取ったため、アドホックグループとコード委員会で検討、修正を行った。
- 様々なシステムで良好なアニマルウェルフェアを達成できることを明確にした。

OIEコード委員会は、加盟国の社会的・経済的・文化的多様性を考慮し、特定の飼養形態を指定するのではなく、一般的な勧告となるよう修正。
その結果、

- ①施設の場所、設計、構造、設備について「採卵鶏の良好なウェルフェアの成果は、さまざまな舎飼システムによって達成されうる」旨が明記。
- ②営巣の区域、止まり木について、二次案では「営巣の区域（止まり木）は設置するものとし」と、設置が前提とされた内容となっていたが、「営巣の区域（止まり木）へのアクセスは望ましい。設置する場合には、」と修正。
- ③敷料について、二次案では提供が前提とされた内容となっていたが、「提供する場合は」と修正。



我が国の主張が概ね考慮された修正

参考

- ・ 第一次、二次、三次案対照表
- ・ その他の主な改正ポイント
- ・ 検討の経緯
- ・ 章の構成

①施設の場所、設計、構造、設備

一次案	鶏舎、屋外区域、設備の設計に当たって鳥の行動を考慮する。
二次案	考慮する点を、「 <u>採卵鶏の動機付けされた行動（止まりや営巣等）</u> 」と修正。
三次案	上記の考慮する点を「採卵鶏が動機づけられた行動 <u>をとる機会</u> 」と修正し、「 <u>（鶏の）健康</u> 」や「 <u>環境要因</u> 」、「 <u>（人の）動物管理能力</u> 」を追加。 <u>「採卵鶏の良好なウェルフェアの成果は、さまざまな舎飼システムによって達成されうる。」</u> を追加。



- ✓ アニマルウェルフェアには「疾病からの自由」も重要であるため、設計に当たっての考慮する点に「（鶏の）健康」等を追加する案を支持する。

砂浴び/ついでみ/営巣の区域、止まり木

一次案	砂浴び/ついでみ/営巣の区域、止まり木を設ける場合は適切な材料でつくられ、過度な競争を防ぎ、被害・損傷を生じないようにする。
二次案	「設ける場合は」を削除。
三次案	すべての生産システムに適用可能とするため、「砂浴び/ついでみ/営巣の区域、止まり木 <u>へのアクセスは望ましい</u> 」に修正。



- ✓ 二次案に対し、日本から、敷料が適切に管理されない場合は寄生虫や疾病の増加をもたらすこと、営巣の区域や止まり木を設置してもヒビ卵や汚卵、尻つつきを増加させない飼養管理手法をまずは確立すべきことから、設置を必須とするのは適切ではないとコメントを提出。また、結果に基づく測定指標に「疾病、感染及び寄生の発生」の追加を提案し、概ね反映された。

床

一次案	砂浴びやついばみを促すため、ほぐれて束ねていない乾燥した敷料を提供することは望ましい。敷料を提供する場合はウェルフェアや健康に対する有害な影響を最小限にするよう管理する。
二次案	「敷料は乾燥し、砕けるように <u>管理され、必要あれば、適切に処理・交換する。</u> 」と修正。
三次案	「 <u>鶏舎内の他の採卵鶏の糞による汚染は、適切な床の設計とシステム設計上の他の要素により、最小限にするものとする。</u> 」を追加。 すべての舎飼システムで敷料が提供されるとは限らないため「 <u>敷料が提供する場合は</u> 」を追加。



- ✓ 二次案に対する日本のコメント（敷料が適切に管理されない場合は寄生虫や疾病の増加をもたらすため、敷料の提供を必須とすることは適当でない）が反映された。

検討の経緯

2016年11月	アドホックグループが採卵鶏のコード原案を作成
2017年2月	コード委員会による検討、構成を他の章に合わせるよう事務局とアドホックグループに修正を依頼
2017年9月	コード委員会による検討、一次案を提示
2018年1月	日本からコメント提出
2018年3月	アドホックグループによる検討
2018年9月	コード委員会による検討、二次案を提示
2019年1月	日本からコメント提出
2019年2月	コード委員会による検討、すべてのコメントを検討するようアドホックグループに依頼
2019年4月	アドホックグループによる検討
2019年7月	日本からコメント提出
2019年9月	コード委員会による検討、三次案を提示 →次回総会で採択予定

章の構成①

第1条	定義
第2条	適用範囲
第3条	ウェルフェアを評価するための結果に基づく基準・測定指標
第4条	勧告
第5条	施設の場所、設計、構造及び設備
第6条	採卵鶏と舎飼及び生産システムの調和
第7条	空間的ゆとり
第8条	栄養
第9条	床
第10条	砂浴びの区域
第11条	ついでみ区域
第12条	営巣の区域
第13条	止まり木
第14条	屋外区域

章の構成②

第15条	温度環境
第16条	空気の性状
第17条	照明
第18条	騒音
第19条	有害な羽つつき・共食いの予防・管理
第20条	換羽
第21条	痛みを伴う処置
第22条	動物健康管理、予防的投薬及び獣医学的处理
第23条	バイオセキュリティプラン
第24条	個々の採卵鶏の安楽死
第25条	採卵鶏施設における間引き
第26条	緊急時計画
第27条	職員の能力
第28条	検査及び取扱い
第29条	捕食動物からの保護

第11.4章

牛海綿状脳症

OIEコードの改正プロセス

コード委員会・アドホックグループにおける検討

コード委員会から案の提示

①2019.9 一次案提示

現状

今回初めて案が提示され、
コメント受付中

加盟国からのコメント

コード委員会における検討

採択予定案の提示

加盟国からのコメント

コメント受付案の提示

O I E 総会（毎年5月）にて採決

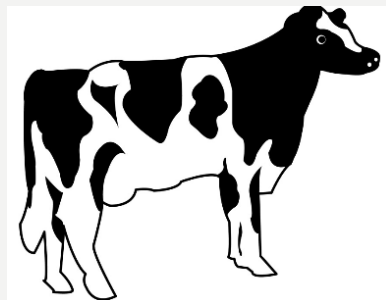
国際基準

定型 B S E と非定型 B S E

	定型 B S E	非定型 B S E
定義	BSEプリオンが主に脳に蓄積し、脳の組織がスポンジ状になり、異常行動、運動失調などを示し死亡すると考えられている疾病。	ウェスタンブロット法の結果（電気泳動像）が定型 B S E とは異なるパターンを示す B S E
原因	<u>BSEプリオンで汚染された飼料の経口摂取</u>	不明 （孤発性の発生であることが示唆）
潜伏期間・摘発時年齢	平均潜伏期間は5～5.5年（潜伏期間はBSEの暴露量による）	ほとんどは8歳齢超で確認

【定型BSEの感染経路】

✓ BSE感染牛では、BSEプリオンが牛の脳・脊髄・回腸の一部などに蓄積



BSE感染牛を原料とした肉骨粉を牛に給与

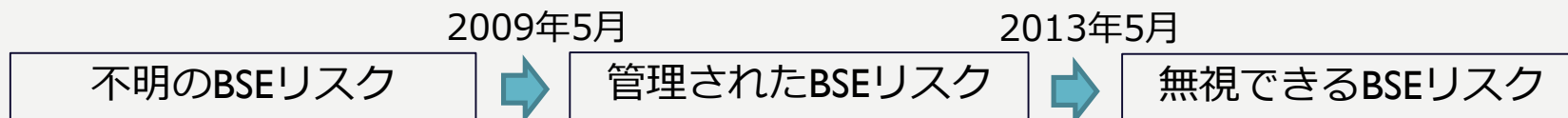


BSEの拡大

日本のBSEステータスの認定

- ・ O I E（国際獣疫事務局）は、申請に基づき、加盟国の B S E 発生リスクを科学的に 3 段階（「無視できる BSE リスク」、「管理された BSE リスク」及び「不明の BSE リスク」）に分類
- ・ 我が国は、2013 年 5 月、BSE の安全性格付け（BSE ステータス）の最上位である「無視できる BSE リスク」に認定

日本のリスクステータス取得状況

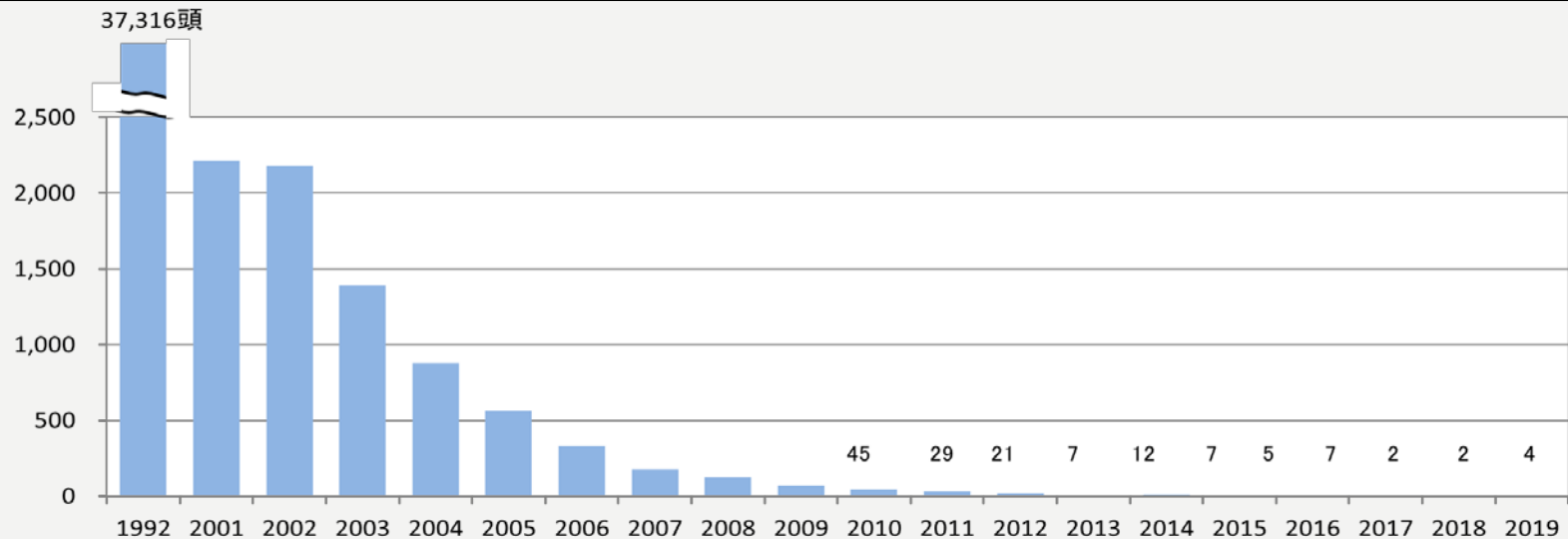


参考：世界のリスクステータス取得状況

無視できるBSEリスク 取得国・地域	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、チリ、コロンビア、コスタリカ、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、ドイツ、ハンガリー、アイスランド、インド、イスラエル、イタリア、日本、韓国、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ共和国、メキシコ、ナミビア、ニュージーランド、ニカラグア、ノルウェー、パナマ、パラグアイ、ペルー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、セルビア、シンガポール、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、オランダ、米国、ウルグアイ、英国（北アイルランドを除く）、中国（香港及びマカオ）
管理されたBSEリスク 取得国・地域	カナダ、台湾、エクアドル、フランス、ギリシャ、アイルランド、英国（北アイルランド）

世界のBSE発生状況

発生のピークは1992年。BSE対策の進展により、発生頭数は大きく減少



	1992	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	Total
Total	37,316	2,215	2,179	1,389	878	561	329	179	125	70	45	29	21	7	12	7	5	7	2	4	190,685
EU (except UK)	36	1,010	1,032	772	529	327	199	106	83	56	33	21	16	4	10	4	5	6	0	3	5,991
UK	37,280	1,202	1,144	611	343	225	114	67	37	12	11	7	3	3	1	2	0	0	1	0	184,628
USA	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	5
Brazil	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	3
Canada	0	0	0	2	1	1	5	3	4	1	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	21
Japan	0	3	2	4	5	7	10	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36
Israel	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

今回の改正のポイント①

リスクベースのBSEリスクステータス分類と疾病発生が終末期にあることを踏まえた改正が検討された

1. 飼料規制とステータス取得について

飼料規制は行われていないが、そもそも放牧など反すう類由来の動物性たん白が反すう類に給与されることのない国についても、ステータスが獲得可能になった。

2. 症例発生とステータス維持について

現在は、11才未満の牛で発生があると無視できるリスクステータスを失うが、11才→8才に見直されるとともに、8歳未満で発生があっても、BSEの循環が否定されればステータス維持が可能になった。

今回の改正のポイント②

3. サーベイランス方法

ポイント制の廃止が提示された。

4. B S E の定義

B S E 章の定義に、非定型 B S E が追加。

→非定型 B S E の発生によるリスクステータスへの影響はないが、非定型 B S E 個体を含めたすべての発生個体は処分され、飼料チェーンに入らないようにすることが無視できるリスクステータスの要件となった。

5. 貿易禁止品（S R M）の変更

リスクステータスごとに S R M が見直された

今回の改正ポイント

1. 飼料規制とステータス取得について

現行	飼料規制（反すう類由来たん白質が反すう類に給与されない）の実施（8年以上）
修正版	現行の条件 又は、 <u>反すう類由来のたん白質が反すう類に給与されること のない飼養管理形態であること（放牧等）</u>

見直しによる影響

ステータスの取得が可能な国の範囲が拡大する。

我が国のスタンス

科学的には妥当な見直しであると考えている。
ただし、反すう類由来のたんぱく質が反すう類に給与されることのない飼養管理形態であることについて、当局が確実に管理し、実行されていることが確認されなければならない。

今回の改正ポイント

2. 症例発生とステータス維持について

無視できるリスクステータス要件（抜粋）

現行	1. あらゆる症例が11才以上であること 2. ・症例牛を廃棄処分する 又は ・症例牛及び疫学関連牛が個体管理され、死亡時に確実に廃棄処分されること
修正版	1. ・あらゆる症例が <u>8才以上</u> であること 又は ・ <u>8年以内に生まれた症例の調査の結果、牛群でBSEが循環していないことが立証される場合</u> 2. <u>あらゆる症例が飼料チェーンに入らないように確実に廃棄処分すること</u>

見直しによる影響

※要件1は、輸入事例及び非定型BSE発生は含まない

症例の生まれ年に関わらず、BSEが循環していないことが立証される場合、ステータス取得が可能になる

我が国のスタンス

科学的に妥当な改正であると考えている。

今回の改正ポイント

3. サーベイランス方法

現行	・ 牛を<u>臨床症状の有無等により4つのグループに分類</u> ・ <u>グループ及び検査時の月齢により、ポイントを決定</u> ・ 国で飼養する牛の頭数やステータスにより、<u>獲得すべきポイントを設定（過去7年間の合計）</u>。
修正版	・ <u>臨床症状を呈する牛の報告によるパッシブサーベイランス</u>。 (死亡牛検査やダウンナーも引き続きサーベイランスとして利用可能)

見直しによる影響

パッシブサーベイランスの結果でステータスの取得、維持が可能。

我が国のスタンス

我が国のサーベイランスはBSEに特異的な神経症状を呈している牛を中心としており、方向性に相違はない。一方で、BSEの発生が減少する中、現場でパッシブサーベイランスを有効に機能させるには通報を要する症状の周知等がますます重要となる。

今回の改正ポイント

4. B S E の定義

現行	牛の定型 B S E に限る
修正版	牛の定型 B S E 及び非定型 B S E

見直しによる影響

非定型 B S E の発生によるリスクステータスへの影響はないが、非定型 B S E 個体を含めたすべての発生個体は処分され、飼料チェーンに入らないようにすることが無視できるリスクステータスの要件となった。

我が国のスタンス

非定型BSEが他の個体に伝達されうる可能性があるとの知見を踏まえた妥当な修正。

今回の改正ポイント

5. SRMの変更

修正案

無視できるリスク	なし（変わらず）
管理されたリスク	・ 全月齢の牛の回腸遠位部 ・ と殺時に30か月齢以上の頭蓋、脳、眼、脊柱及び脊髄
不明なリスク	

見直しによる影響

管理された、不明なリスクの国の扁桃がSRMから除外され、また、不明なリスク国の頭蓋、脳、眼、脊柱及び脊髄の月齢が12か月→30か月となった。

参考資料

- ・ リスクステータス対照表
- ・ S R M対照表
- ・ その他の主な改正ポイント
- ・ 検討の経緯
- ・ 章の構成

リスクテータス要件の対照表

現行

	リスク管理措置	サーベイランス	症例の有無と 症例発生時の対応
無視で きるBSE リスク	・啓蒙プログラム、義務的通報、サーベイ対象の検査施設による検査を7年以上 ・飼料規制を8年以上	7年間の合計ポイント制	1. なし 2. ある場合 ・症例が11才以上である ・症例及び疫学関連牛を殺処分又は死亡時に確実に処分
管理されたBSE リスク	同上だが、いずれか一つは年数を満たしていなくても良い	同上だが、求められるポイントは異なる	1. なし 2. ある場合 ・症例及び疫学関連牛を殺処分又は死亡時に確実に処分
不明なBSE リスク	無視できる又は管理されたBSEリスクの要件を満たせない場合		

リスクテータス要件の対照表

修正案

	リスク管理措置	サーベイランス	症例発生の有無と 症例発生時の対応
無視で きるBSE リスク	8年以上、 1. 飼養管理方法 又は 2. 飼料規制 により、反すう類由来 protein mealが反すう類に 与えられず、BSE病原体 が循環している可能性が 無視できることを立証す ること	8年以上のパッシ ブサーベイラン ス (関係者への啓 蒙、義務的通 報)	1. なし 2. ある場合 a) 症例が8才以上；又は a') 症例が8才未満だが、調査 の結果、牛群でBSE病原体は 循環している可能性が無視で きること b) あらゆる症例を殺処分する こと
管理さ れたBSE リスク	無視できるBSEリスクの要件のうち、少なくとも一つが「8年以上」の条件を 遵守できないという条件を満たせない場合		
不明な BSE リスク	無視できる又は管理されたBSEリスクの要件を満たせない場合		

S R Mの対照表

現 行	無視できるリスク	なし	
	管理されたリスク	扁桃及び回腸 遠位部	30か月齢以上の脳、眼、 脊髄、頭蓋及び脊柱
	不明なリスク		12か月齢以上の脳、眼、 脊髄、頭蓋及び脊柱
修 正 案	無視できるリスク	なし	
	管理されたリスク	・ 全月齢の牛の回腸遠位部 ・ と殺時に30か月齢以上の頭蓋、脳、眼、 脊柱及び脊髄 ・ 牛由来protein meal及びそれを含む物品 ※ただし、管理されたリスク国のBSE病原 体の循環が無視できる期間に生まれた牛は 規定外	
	不明なリスク		

その他の主な改正ポイント

肉骨粉と脂かすの統合

現行	肉骨粉(Meat bone meal)と脂かす(greaves)が別に定義されている。
一次修正案	・ 別に記載する理由が不明瞭 ・ 「脂かす」はたん白由来製品の間mediateであること ・ 「脂かす」の定義や用途が国により異なること →肉骨粉と脂かすを統合し、'protein meal'を新たに定義する。

定義

肉骨粉：動物の組織がレンダリングされた際に得られる固形のたん白質由来製品であり、10,000デルトン未満の分子量のペプチド及びアミノ酸を除く、あらゆるたん白由来製品の間mediateを含む。

脂かす：レンダリング過程で、脂肪及び水を分離した後に得られる、たん白質を含む残留物。

Protein meal：動物の組織がレンダリングする際に得られる固形のたん白質を含む最終製品及び製品の間mediateであり、血液及び血液製品10,000デルトン未満の分子量のペプチド及びアミノ酸を除く。

検討の経緯

2018年2月	コード委及び科学委は、本章に関し、特に公式ステータス及びサーベイランスについて大幅な改正が必要であることに同意。
2018年7月から2019年3月の間に、4回アドホックグループが開催。	
2019年9月	アドホックグループのレポート及び科学委の意見を基に一次修正案を提示。

章の構成

第1条	総則
第1条bis	安全物品
第2条	BSEリスク群について
第3条	無視できるBSEリスク
第3条bis	無視できるBSEリスクへの復帰
第4条	管理されたBSEリスク
第5条	不明なBSEリスク
第6条～第8条	生体牛の輸入に関する勧告
第9条～第11条	生鮮肉及び肉製品の輸入に関する勧告
第12条～第16条	その他の物品（動物性加工たん白など）の輸入に関する勧告

章の構成

第17条	BSE感染性の低減法
第18条	サーベイランス

第12.6.6章

馬インフル ルエンザ

移動制限を課されていない家畜馬の輸入に関する勧告
(12.6.6)

OIEコードの改正プロセス

コード委員会・アドホックグループにおける検討

コード委員会から案の提示

①2019.2 一次案提示

加盟国からのコメント

コード委員会における検討

採択予定案の提示

加盟国からのコメント

現状

コメント受付案の提示

②2019.9 二次案提示

コメント受付中

O I E 総会（毎年5月）にて採決

国際基準

改正点と日本のコメント

ワクチン接種規定（EI清浄性不明の国からの輸入）

現行	出国21日から90日前にワクチン接種
一次案	出国14日から90日前に初回又は追加ワクチン接種 又は 4歳以上で4回以上、 <u>180日未満の間隔</u> でワクチン接種されている場合、発送14日から180日前にワクチン接種
日本コメント	ワクチン追加接種のタイミングは競技場等所管部局により差がある（例えば国際馬術連盟では6か月＋21日）。これはレース直前のワクチン接種が悪影響を与えることが理由と考えられるため、接種間隔に21日の幅を持たせた <u>201日</u> を提案。
二次案	<u>180日</u> のまま。 <u>新しい根拠がでたら再考</u> する。

➡ Irish Equine Centreが論文を作成中、公表されれば再度コメントを出す

参考

- ・ 検討の経緯
- ・ 章の構成

(参考) その他の改正点

	ワクチン株	混合ワクチン	病原性同定検査の タイミング
現行	記載なし	—	発送7-14日前及び 発送前5日未満
一次案	記載なし	追加接種するワクチンは同一	現行と同一
二次案	適切な株の接種 を明記。	同一でなくてもよい	隔離後4から6日及び 発送前4日間

検討の経緯

2018年9月	科学委は、 <u>OIEリファレンスラボラトリーによる「現行の馬インフルエンザワクチンプロトコール評価」</u> についての臨床試験結果を踏まえ、コード委に対して輸送前の馬のワクチン接種に関する条件の見直しを要請
2019年2月	コード委員会で検討（一次案提示） →★日本はコメント提出
2019年9月	コード委員会でコメントを踏まえ検討（二次案提示）

章の構成

第1条	総則
第2条	安全物品
第3条	国、地域又はコンパートメントの馬インフルエンザ (EI)ステータスの決定
第4条	EI清浄国、地域又はコンパートメント
第5条	と畜場直行用の家畜馬科の輸入に関する勧告
第6条	移動制限を課されていない家畜馬科の輸入に関する 勧告
第7条	隔離下で飼育されることになる家畜馬科の輸入に関 する勧告
第8条	馬科の生鮮肉の輸入に関する勧告

コード 委員会 今後の 活動計画

検討中の主なトピック

コードの再構成

- 水生動物衛生規約委員会（水生委）と協調して「用語集」、「ユーザーズガイド」、「輸出入に係る手続き」等の調和作業（作業中）
- 生物基準委員会（ラボ委）と協調して、疾病に関する記載を改訂（作業中）

用語集

- 'Epidemiological unit'の定義（2020年の総会で採択予定）
- 'Captive wild', 'feral' 及び 'wild'の定義（各国のコメント聴取）
- 'animal product', 'product of animal origin', 'animal-by product'の定義（予備検討段階）
- 'notify', 'notifiable disease', 'report'の用語見直し（予備検討段階）

新規水平章の策定検討

- バイオセキュリティに関する新規章（予備検討段階）
- ゾーニングの適用に関する新規章（予備検討段階）
- アニマルウェルフェアと採卵鶏の生産システムの新規章（2020年採択予定）

検討中の主なトピック

水平章の改正検討

- 消毒（第4.13章）の改正（予備検討段階）
- 出発及び到着時の措置（第5.4から5.7章）の改正（予備検討段階）
- 獣医療における抗菌性物質の適正使用（第6.10章）（専門家による検討）
- アニマルウェルフェアと殺（第7.5章）、動物の殺処分（第7.6章）
（第7.5章：検討中、第7.6章：コメント聴取）

新規疾病固有章の策定検討

- スーラ病に関する新規章及び構疫の改正（コメントの聴取）
- アフリカ由来のトリパノソーマ病に関する新規章
（専門家による検討）
- クリミアコンゴ熱に関する新規章（予備検討段階）

疾病固有章の改正検討

- FMD（第8.8章）（関連章（ゾーニング）の検討待ち）
- 鳥インフルエンザ（第10.4章）（2020年に採択予定）
- BSE（第11.4章）（コメント聴取）
- CSF（第15.2章）（2020年に採択予定）